

参自発 0105 第 1 号
令和 3 年 1 月 5 日

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（公 印 省 略）

令和 2 年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間を「自殺対策強化月間」と位置づけ、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしています。

特に昨年 7 月以降対前年同月比で自殺者数が増加し、更なる自殺対策への取組が求められるところです。

については、貴府省庁におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴府省庁所管の関係機関、関係団体等に自殺対策強化月間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示の御協力をお願いいたします。

なお、前述の通り、自殺対策強化月間の啓発活動として、3月1日から出来るだけ多くの国民の方々に見ていただけるよう、積極的な掲示をお願いいたします。

広報ポスターは、2月下旬頃に順次発送いたします。

2 自殺対策強化月間に実施する取組の登録について

貴府省庁が令和2年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により2月8日（月）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しています。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

(1) 自殺対策強化月間に向けて、貴府省庁が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。(通年で実施されている取組については登録不要です。)

(2) 貴府省庁の関係団体等に関する取組についても、前記(1)と同様に登録をお願いいたします。

なお、後日公表します事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。

(3) 複数の出先機関(関係団体等の取組をとりまとめていただく場合も同様)等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

(記載例)

事業名 自殺対策強化街頭キャンペーン

概要 駅前でチラシやポケットティッシュを配布する。

(実施箇所：全国47箇所の地方■■局)

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111 (内線2837)

担当者：坪井、飯村、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp